

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6252268号  
(P6252268)

(45) 発行日 平成29年12月27日(2017.12.27)

(24) 登録日 平成29年12月8日(2017.12.8)

(51) Int.Cl.

F 1

G06Q 10/06 (2012.01)  
G06F 21/00 (2013.01)G06Q 10/06  
G06F 21/00

請求項の数 6 (全 15 頁)

---

(21) 出願番号	特願2014-52693 (P2014-52693)	(73) 特許権者	000005223 富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番 1号
(22) 出願日	平成26年3月14日 (2014.3.14)	(74) 代理人	100089118 弁理士 酒井 宏明
(65) 公開番号	特開2015-176375 (P2015-176375A)	(72) 発明者	寺田 剛陽 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番 1号 富士通株式会社内
(43) 公開日	平成27年10月5日 (2015.10.5)	(72) 発明者	片山 佳則 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番 1号 富士通株式会社内
審査請求日	平成28年8月4日 (2016.8.4)	(72) 発明者	森永 正信 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番 1号 富士通株式会社内

(出願人による申告) 平成25年度、総務省、「サイバ  
ー攻撃の解析・検知に関する研究開発」研究開発委託契  
約に基づく開発項目「利用者の行動特性に基づくサイバ  
ー攻撃検知技術の研究開発」委託研究、産業技術力強化  
法第19条の適用を受ける特許出願

最終頁に続く

---

(54) 【発明の名称】 管理方法、管理装置および管理プログラム

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項1】

管理装置が  
特定の事例経験者に特徴的な心理特性を抽出し、  
特定の事例経験者に特徴的な行動特性を抽出し、  
抽出された心理特性の項目それぞれについて、行動特性として抽出された複数の項目との関係式を求め、

各ユーザについて、心理特性の項目それぞれの前記関係式と、ログデータの値とから心理特性の値を計算し、当該心理特性の値が所定の値を超過したユーザに対して、超過した心理特性に対応する対策を配信する

処理を実行することを特徴とする管理方法。

## 【請求項2】

前記行動特性を抽出する処理は、  
前記特定の事例経験者における、予め設定された期間内のログに基づいて行動特性を抽出する  
ことを特徴とする請求項1に記載の管理方法。

## 【請求項3】

前記対策を配信する処理は、  
前記計算された心理特性の値が、複数のユーザについて計算された心理特性の値の分布において、特定の事例経験者が属する側の上位である場合のユーザに対して、心理特性に

対応する対策を配信する

ことを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の管理方法。

【請求項 4】

前記関係式を求める処理は、

前記特定の事例経験者と、前記特定の事例経験者以外の人との間に、所定量以上の差のある心理特性及び行動特性の項目についての関係式を求める、

ことを特徴とする請求項 1 乃至 3 のいずれか一項に記載の管理方法。

【請求項 5】

特定の事例経験者に特徴的な心理特性を抽出する心理特性抽出部と、

特定の事例経験者に特徴的な行動特性を抽出する行動特性抽出部と、

抽出された心理特性の項目それぞれについて、行動特性として抽出された複数の項目との関係式を求める計算部と、

計算された関係式を示すデータを記録する記録部と、

各ユーザについて、特定の事例経験者に特徴的な心理特性の項目それぞれについて前記特定の事例経験者に特徴的な行動特性として抽出された複数の項目との関係式と、ログデータの値とから心理特性の値を計算し、当該心理特性の値が所定の値を超過したユーザを検知する検知部と、

前記検知されたユーザに対して、超過した心理特性に対応する対策を配信する配信部とを有することを特徴とする管理装置。

【請求項 6】

管理装置のコンピュータに、

特定の事例経験者に特徴的な心理特性を抽出し、

特定の事例経験者に特徴的な行動特性を抽出し、

抽出された心理特性の項目それぞれについて、行動特性として抽出された複数の項目との関係式を求める、

計算された関係式を示すデータを記録し、

各ユーザについて、特定の事例経験者に特徴的な心理特性の項目それぞれについて前記特定の事例経験者に特徴的な行動特性として抽出された複数の項目との関係式と、ログデータの値とから心理特性の値を計算し、当該心理特性の値が所定の値を超過したユーザを検知し、

前記検知されたユーザに対して、超過した心理特性に対応する対策を配信する

処理を実行させることを特徴とする管理プログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明の実施形態は、管理方法、管理装置および管理プログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

従来、各種サービスをユーザに提供する業務用又は商用のシステムにおいては、ユーザがクラッキングの被害を受けないように、ユーザの過去の行動データであるログをもとにセキュリティについての注意喚起を行うことで、システムのセキュリティを向上させていく。このクラッキングの被害については、一例として標準型攻撃メールによるものがある。標準型攻撃メールによるクラッキングでは、電子メールに添付されたプログラム（実行ファイル）の起動をユーザに促し、起動されたプログラムを足がかりにシステムへの侵入等を行う。このため、電子メールに添付されたプログラムを不用意に起動しないよう、ユーザのログから電子メールに添付されたプログラムの実行経験のあるユーザなどに対して注意喚起を行う。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

10

20

30

40

50

【特許文献 1】特開 2001-134706 号公報

【特許文献 2】特開 2013-20587 号公報

【特許文献 3】特開 2012-94056 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、上述した従来技術では、ログによる表面的なユーザの行動をもとにセキュリティについての注意喚起を行っているに過ぎず、ユーザの心理面を考慮したものではなかった。例えば、クラッキングに対する警戒心の低下したユーザ等、セキュリティ意識の低いユーザを対象にしての注意喚起を行うことはできなかった。

10

【0005】

1つの側面では、本発明は、セキュリティを向上できる管理方法、管理装置および管理プログラムを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

一実施形態の管理方法は、管理装置が特定の事例経験者に特徴的な心理特性を抽出し、特定の事例経験者に特徴的な行動特性を抽出し、抽出された心理特性の項目それぞれについて、行動特性として抽出された複数の項目との関係式を求め、各ユーザについて、心理特性の項目それぞれの前記関係式と、ログデータの値とから心理特性の値を計算し、当該心理特性の値が所定の値を超過したユーザに対して、超過した心理特性に対応する対策を配信する処理を実行する。

20

【発明の効果】

【0007】

一実施形態によれば、セキュリティを向上できる、という効果を奏する。

【図面の簡単な説明】

【0008】

【図 1】図 1 は、実施形態にかかる管理装置の機能構成を例示するブロック図である。

【図 2】図 2 は、実施形態にかかる管理装置の処理の工程を例示するフローチャートである。

【図 3】図 3 は、心理特性抽出工程を例示するフローチャートである。

30

【図 4】図 4 は、心理状態データテーブルの一例を説明する説明図である。

【図 5】図 5 は、心理特性データテーブルの一例を説明する説明図である。

【図 6】図 6 は、行動特性抽出工程を例示するフローチャートである。

【図 7】図 7 は、行動ログデータテーブルの一例を説明する説明図である。

【図 8】図 8 は、行動特性データテーブルの一例を説明する説明図である。

【図 9】図 9 は、計算工程を例示するフローチャートである。

【図 10】図 10 は、関係式データの一例を説明する説明図である。

【図 11】図 11 は、ユーザ検知工程を例示するフローチャートである。

【図 12】図 12 は、ユーザ検知テーブルの一例を説明する説明図である。

【図 13】図 13 は、ユーザ検知の一例を説明する説明図である。

40

【図 14】図 14 は、対策の配信の一例を説明する説明図である。

【図 15】図 15 は、管理装置のハードウェア構成を例示するブロック図である。

【図 16】図 16 は、管理装置を用いるシステムの一例を説明する説明図である。

【図 17】図 17 は、管理装置を用いるシステムの一例を説明する説明図である。

【発明を実施するための形態】

【0009】

以下、図面を参照して、実施形態にかかる管理方法、管理装置および管理プログラムを説明する。実施形態において同一の機能を有する構成には同一の符号を付し、重複する説明は省略する。なお、以下の実施形態で説明する管理方法、管理装置および管理プログラムは、一例を示すに過ぎず、実施形態を限定するものではない。また、以下の各実施形態

50

は、矛盾しない範囲内で適宜組みあわせてよい。

【0010】

図1は、実施形態にかかる管理装置100の機能構成を例示するブロック図である。図2は、実施形態にかかる管理装置100の処理の工程を例示するフローチャートである。図1に示すように、管理装置100は、心理特性抽出部10と、行動特性抽出部20と、計算部30と、ユーザ検知部40と、配信部50とを有する。管理装置100は、P C (Personal Computer)、ワークステーションなどの情報処理装置などであってよい。管理装置100は、C P U (Central Processing Unit)がプログラムを実行することで、上述した機能構成を実現する(ハードウェア構成の詳細は後述する)。

【0011】

心理特性抽出部10は、I T (インターネット)被害経験者に特徴的な心理特性を抽出する処理を行う。具体的には、図2に示す心理特性抽出工程(S10)において、心理特性抽出部10は、サンプルとするユーザについての情報であるアンケート回答データ1、I T 被害経験データ2を参照して、I T 被害経験者に特徴的な心理特性を抽出する。なお、サンプルとするユーザについては、システム内のユーザよりシステム管理者が任意又は無作為に抽出してよい。例えば、システム内の全ユーザを対象としてもよく、一部のユーザを対象としてもよい。

10

【0012】

ここで、I T 被害経験者とは、インターネットなどのネットワークを介したクラッキング等の被害に対するセキュリティ意識の低い人の総称であってよい。例えば、I T 被害経験者は、クラッキング等の被害を受けた人(実害のあった人)に限定しない。I T 被害経験者は、標準型攻撃メールについての訓練メールでプログラムを開いてしまった人など、セキュリティに対する意識の低さに起因する特定の事例に該当する者を含めてよい。

20

【0013】

アンケート回答データ1は、サンプルとするユーザに対して行った、心理状態に関する質問項目を含むアンケートの回答が記録されたデータである。サンプルとするユーザに対して行うアンケートには、標準型攻撃メールについての訓練メールでの開封経験(プログラムの実行経験)、ウイルスの感染経験、自信過剰度を評価する質問項目、目先の利益の優先度を評価する質問項目、クラッキングの被害に遭う可能性を問う質問項目などがある。自信過剰度を評価する質問項目、目先の利益の優先度を評価する質問項目などの心理状態に関する質問項目については、例えば、ユーザの回答を数値化した(段階別に評価したものなどであってよい。また、アンケートには、心理状態に関する質問項目だけでなく、訓練メールでの開封経験、ウイルスの感染経験など、セキュリティに対する意識の低い人が否かを判定するための質問項目を含めてよい。アンケート回答データ1には、サンプルとするユーザを識別するユーザIDごとに、上述したアンケートの回答結果が記述されている。

30

【0014】

I T 被害経験データ2は、サンプルとするユーザごとのI T 被害経験(クラッキング被害)の有無が記録されたデータである。具体的には、I T 被害経験データ2には、サンプルとするユーザを識別するユーザIDごとに、I T 被害経験の有無が記述されている。

40

【0015】

心理特性抽出部10は、上述したアンケート回答データ1、I T 被害経験データ2を参照し、I T 被害経験者に特徴的な心理特性を抽出する構成として、心理情報収集部11と、統計分析部13とを有する。ここで、心理特性抽出工程における心理情報収集部11と、統計分析部13との処理の詳細を説明する。図3は、心理特性抽出工程を例示するフローチャートである。

【0016】

図3に示すように、心理情報収集部11は、アンケート回答データ1、I T 被害経験データ2を参照し、サンプルとする全ユーザについて、ユーザごとにセキュリティ意識の低い低意識群と、セキュリティ意識の高い高意識群とに振り分ける(S11)。具体的には

50

、心理情報収集部 1 1 は、ユーザ ID ごとに、アンケート回答データ 1 におけるセキュリティに対する意識の低い人か否かを判定するための質問項目、IT 被害経験データ 2 における IT 被害経験の有無を読み出す。次いで、心理情報収集部 1 1 は、読み出した内容をもとに、例えば、IT 被害経験が有る場合は低意識群へ、IT 被害経験が無い場合は高意識群へ振り分ける。ユーザごとに低意識群又は高意識群に振り分けた、アンケート回答データ 1 、IT 被害経験データ 2 のデータは、心理状態データーブル 1 2 に格納される。

#### 【 0 0 1 7 】

図 4 は、心理状態データーブル 1 2 の一例を説明する説明図である。図 4 に示すように、心理状態データーブル 1 2 には、ユーザ ID ごとに、心理状態などの各質問項目における回答と、低意識群又は高意識群を示す所属グループとが記述される。

10

#### 【 0 0 1 8 】

次いで、統計分析部 1 3 は、低意識群又は高意識群の 2 群に分けたデータについて、質問項目ごとに統計値（総数、平均値、標準偏差など）を算出し、それぞれのデータの正規性をチェックする（S 1 2）。具体的には、算出した統計値をもとに低意識群又は高意識群の 2 群に分けたデータが正規分布に近いか否かをチェックする。

#### 【 0 0 1 9 】

次いで、統計分析部 1 3 は、低意識群又は高意識群の 2 群に分けたデータについて、質問項目ごとに統計値（総数、平均値、標準偏差など）を算出し、それぞれのデータの等分散性をチェックする（S 1 3）。具体的には、低意識群のデータと高意識群のデータとの間の等分散性（2 群のデータの分散は同じくらいであるか）をチェックする。

20

#### 【 0 0 2 0 】

次いで、統計分析部 1 3 は、チェックした正規性、等分散性をもとに、低意識群のデータと高意識群のデータとの間で差が有るかを検定するための統計的検定手法を選択する（S 1 4）。ここで選択する統計的検定手法には、例えば、ウェルチの t 検定、マン・ホイットニーの U 検定などがある。S 1 4 では、チェックした正規性、等分散性に対応する統計的検定手法が適宜選択される。

#### 【 0 0 2 1 】

次いで、統計分析部 1 3 は、選択された統計的検定手法を用いて低意識群のデータと高意識群のデータとの間で差がある質問項目を抽出し、抽出した質問項目のデータ（例えば低意識群の統計値）を心理特性（Y\_i）とする（S 1 5）。抽出された心理特性（Y\_i）は、心理特性データーブル 1 4 に格納される。

30

#### 【 0 0 2 2 】

図 5 は、心理特性データーブル 1 4 の一例を説明する説明図である。図 5 に示すように、心理特性データーブル 1 4 には、質問項目（Q 3 、Q 4 …）ごとに、低意識群（g 1 ）の統計値、高意識群（g 2 ）の統計値、検定値（t 値）、判定基準値、判定結果が記述されている。図 5 では、統計的検定手法として t 検定が選択された場合が例示されているが、U 検定であってもよい。

#### 【 0 0 2 3 】

検定値（t 値）は、S 1 4 において選択された統計的検定手法に従って算出される値である。t 検定では、次の式（1）に従って質問項目ごとの t 値が算出される。

40

#### 【 0 0 2 4 】

##### 【数 1】

$$t_{Qi} = (m_{g1} - m_{g2}) / (\sigma_{g1} / \sqrt{n_{g1}}) \quad (i=1,2,\dots) \quad \dots \quad (1)$$

#### 【 0 0 2 5 】

式（1）において、添字の Q\_i は質問項目（i = 1 、 2 、 … ）を示す。また、添字の g\_1 は低意識群のデータであることを示す。添字の g\_2 は高意識群のデータであることを示す。

#### 【 0 0 2 6 】

判定基準値は、2 群のデータに有意差ありと判定できる、t 値の絶対値の最小値を示す

50

値である。本実施形態では一律に有意水準（約5%）とするための値（2.04）が設定されているが、この値は任意に設定してよい。

#### 【0027】

判定は、t値が判定基準値を満たすか否かの判定結果を示す。例えば、Q3、Q4については、t値の絶対値（2.74、2.35）が判定基準値（最小値）を上回ることから、低意識群のデータと高意識群のデータとの間で有意差あり（）と判定された判定結果が記述される。すなわち、Q3、Q4のデータについては、抽出された心理特性（Y\_i）とされる。また、Q5については、t値の絶対値（1.36）が判定基準値（最小値）を下回ることから、低意識群のデータと高意識群のデータとの間で有意差なし（×）と判定された判定結果が記述される。このため、Q5については、心理特性（Y\_i）として抽出されなかったデータとされる。

10

#### 【0028】

図1、2に戻り、行動特性抽出部20は、IT被害経験者に特徴的な行動特性を抽出する処理を行う。具体的には、図2に示す行動特性抽出工程（S20）において、行動特性抽出部20は、サンプルとするユーザについての情報であるIT被害経験データ2、ログデータ3を参照して、IT被害経験者に特徴的な行動特性を抽出する。

#### 【0029】

ログデータ3は、ユーザの過去の行動（操作内容、表示内容等）を逐次記録したデータである。具体的には、ログデータ3には、ユーザ（ユーザID）とそのユーザが行った行動項目が日時とともに記録されている。ログデータ3が記録する行動項目には、マウス、キーボードの操作の他、各種画面（例えば警告画面）の表示時間、メールの送受信、パッチを適用した時刻などがある。

20

#### 【0030】

行動特性抽出部20は、IT被害経験データ2、ログデータ3を参照し、IT被害経験者に特徴的な行動特性を抽出する構成として、行動情報収集部21と、統計分析部23とを有する。ここで、行動特性抽出工程における行動情報収集部21と、統計分析部23との処理の詳細を説明する。図6は、行動特性抽出工程を例示するフローチャートである。

#### 【0031】

図6に示すように、行動情報収集部21は、心理状態データテーブル12の所属グループを参照し、サンプルとする全ユーザについて、ユーザごとにセキュリティ意識の低い低意識群と、セキュリティ意識の高い高意識群とのどちらに属するかを取得する（S21）。なお、低意識群又は高意識群のどちらに属するかについては、IT被害経験データ2を参照して得てもよい。

30

#### 【0032】

次いで、行動情報収集部21は、ログデータ3を参照し、行動項目について、一定期間内の代表値（総数、平均値、標準偏差、中央値などの統計値）をユーザごとに計算する（S22）。具体的には、行動情報収集部21は、ユーザIDごとに、一定期間内において該当する行動項目を抽出し、抽出した行動項目における代表値を計算する。なお、抽出する期間については、管理者などが入力装置などを介して、1ヶ月、1週間などの単位で任意に設定したものであってよい。S21、S22においてユーザごとに取得・計算されたデータは、行動ログデータテーブル22に格納される。

40

#### 【0033】

図7は、行動ログデータテーブル22の一例を説明する説明図である。図7に示すように、行動ログデータテーブル22は、ユーザIDごとに、所属グループ、行動項目（警告画面表示時間、送信メール数/日、パッチ適用間隔…）における代表値（計測回数、平均値、標準偏差など）が記述される。

#### 【0034】

次いで、統計分析部23は、低意識群又は高意識群の2群に分けたデータについて、ログデータ3の行動項目ごとに、統計値（総数、平均値、標準偏差など）に基づいて、それぞれのデータの正規性をチェックする（S23）。具体的には、統計値をもとに低意識群

50

又は高意識群の2群に分けたデータが正規分布に近いか否かをチェックする。

【0035】

次いで、統計分析部23は、低意識群又は高意識群の2群に分けたデータについて、ログデータ3の行動項目ごとに、統計値に基づいて、それぞれのデータの等分散性をチェックする(S24)。具体的には、低意識群のデータと高意識群のデータとの間の等分散性(2群のデータの分散は同じくらいであるか)をチェックする。

【0036】

次いで、統計分析部23は、チェックした正規性、等分散性をもとに、低意識群のデータと高意識群のデータとの間で差が有るかを検定するための統計的検定手法を選択する(S25)。ここで選択する統計的検定手法には、例えば、ウェルチのt検定、マン・ホイットニーのU検定などがある。S25では、チェックした正規性、等分散性に対応する統計的検法が適宜選択される。

10

【0037】

次いで、統計分析部23は、選択された統計的検定手法を用いて低意識群のデータと高意識群のデータとの間で差があるログデータ3の行動項目を抽出し、抽出した行動項目のデータ(例えば低意識群の統計値)を行動特性( $X_k$ )とする(S26)。抽出された行動特性( $X_k$ )は、行動特性データテーブル24に格納される。

【0038】

図8は、行動特性データテーブル24の一例を説明する説明図である。図8に示すように、行動特性データテーブル24には、行動項目(警告画面表示時間、送信メール数/日...)ごとに、低意識群( $g_1$ )の統計値、高意識群( $g_2$ )の統計値、検定値( $t$ 値)、判定基準値、判定結果が記述されている。図8では、統計的検定手法としてt検定が選択された場合が例示されているが、U検定であってもよい。

20

【0039】

検定値( $t$ 値)は、S25において選択された統計的検定手法に従って算出される値である。t検定では、次の式(2)に従って行動項目ごとの $t$ 値が算出される。

【0040】

【数2】

$$t_{Bj} = \frac{(m_{g1} - m_{g2})}{(\sigma_{g1} / \sqrt{n_{g1}})} \quad (j=1,2,\dots) \quad \dots \quad (2)$$

30

【0041】

式(2)において、添字の $B_j$ は行動項目( $j = 1, 2, \dots$ )を示す。また、添字の $g_1$ は低意識群のデータであることを示す。添字の $g_2$ は高意識群のデータであることを示す。

【0042】

判定基準値は、2群のデータに有意差ありと判定できる、 $t$ 値の絶対値の最小値を示す値である。本実施形態では行動項目ごとに有意水準(約5%)とするための値(2.05、2.03、2.04)が設定されているが、この値は任意に設定してよい。

【0043】

判定は、 $t$ 値が判定基準値を満たすか否かの判定結果を示す。例えば、警告画面表示時間( $B_1$ )、パッチ適用間隔( $B_3$ )については、 $t$ 値の絶対値(2.19、2.30)が判定基準値(最小値)を上回ることから、低意識群のデータと高意識群のデータとの間で有意差あり(+)と判定された判定結果が記述される。すなわち、 $B_1$ 、 $B_3$ のデータについては、抽出された行動特性( $X_k$ )とされる。また、送信メール数/日( $B_2$ )については、 $t$ 値の絶対値(1.31)が判定基準値(最小値)を下回ることから、低意識群のデータと高意識群のデータとの間で有意差なし(×)と判定された判定結果が記述される。このため、 $B_2$ については、行動特性( $X_k$ )として抽出されなかったデータとされる。

40

【0044】

図1、2に戻り、計算部30は、図2に示す計算工程(S30)において、心理特性抽

50

出部 10 より抽出された心理特性の項目それぞれについて、行動特性抽出部 20 より行動特性として抽出された複数の項目との関係式を求める処理を行う。この関係式は、低意識群と高意識群との間に有意差のある心理特性と、行動特性との相関性を示していることから、セキュリティ意識の低いユーザにおける心理特性と行動特性との間の相関性を示すデータである。

#### 【0045】

計算部 30 は、上述した関係式を求める構成として、統計分析部 31 を有する。ここで、計算工程における統計分析部 31 の処理の詳細を説明する。図 9 は、計算工程を例示するフロー チャートである。

#### 【0046】

図 9 に示すように、統計分析部 31 は、心理特性データテーブル 14、行動特性データテーブル 24 を参照し、心理特性  $Y_i$  ( $i = 1, 2, \dots$ ) および行動特性  $X_k$  ( $k = 1, 2, \dots$ ) のすべてについて、データの正規性をチェックする。具体的には、心理特性  $Y_i$ 、行動特性  $X_k$  のすべてのデータが、正規分布に近いか否かをチェックする。

#### 【0047】

次いで、統計分析部 31 は、正規性のチェックの結果、正規性を満たさないか否か、すなわち正規分布から外れているか否かを判定する (S32)。心理特性  $Y_i$ 、行動特性  $X_k$  において、正規性を満たさない場合 (S32: YES)、統計分析部 31 は、変数変換を行って、データを正規分布に近づける (S33)。これにより、心理特性及び行動特性の関係式 (相関性) を求める前に、心理特性及び行動特性のデータの条件を整える。心理特性  $Y_i$ 、行動特性  $X_k$  において、正規性を満たす場合 (S32: NO)、統計分析部 31 は、S33 をスキップして S34 へ処理を進める。

#### 【0048】

S34において、統計分析部 31 は、心理特性  $Y_i$  それぞれについて、従来の回帰分析手法を用いて、行動特性  $X_k$  ( $k = 1, 2, \dots$ ) との関係式 (相関性) を計算する。具体的には、次の式 (3) に示すように、重回帰分析などの回帰式により関係式が計算される。

#### 【0049】

##### 【数3】

$$Y_i = a_1 X_1 + a_2 X_2 + \dots + a_k X_k \quad \dots \quad (3)$$

10

20

30

#### 【0050】

式 (3) において、 $Y$  は心理特性であり、添字の  $i$  ( $i = 1, 2, \dots$ ) は心理特性の項目を示す。 $X$  は行動特性であり、添字の  $k$  ( $k = 1, 2, \dots$ ) は行動特性の項目を示す。行動特性の各項目における  $a$  は、回帰係数であり、心理特性に対する行動特性の影響度を示す。

#### 【0051】

計算された関係式を示すデータは、関係式データ 32 に格納される。図 10 は、関係式データ 32 の一例を説明する説明図である。図 10 に示すように、関係式データ 32 には、心理特性  $Y_i$  それぞれについて、各行動特性の影響度である回帰係数が格納される。

40

#### 【0052】

図 1、2 に戻り、ユーザ検知部 40 は、図 2 に示すユーザ検知工程 (S40) において、各ユーザについて、心理特性の項目それぞれの関係式と、ログデータ 3 の値とから心理特性の値 ( $Y_i$ ) を計算する。具体的には、ユーザ検知部 40 は、関係式データ 32 と行動ログデータテーブル 22 とを参照し、各ユーザについて、定期的に心理特性の値を計算する。なお、心理特性の値を計算する定期的な間隔は、管理者が入力装置などを介して、1ヶ月、1週間などの単位で任意に設定したものであってよい。次いで、ユーザ検知部 40 は、計算した心理特性の値 ( $Y_i$ ) が所定の値を超過したユーザ、すなわちセキュリティ意識の低いユーザを検知する。

#### 【0053】

50

ユーザ検知部40は、ユーザを検知する構成として、検知部41を有する。ここで、ユーザ検知工程における検知部41の処理の詳細を説明する。図11は、ユーザ検知工程を例示するフローチャートである。

#### 【0054】

図11に示すように、検知部41は、関係式データ32と行動ログデータテーブル22とを参照し、各ユーザの心理特性の値( $Y_i$ )を、関係式と行動特性( $X_k$ )に対応するログの値をもとに計算する(S41)。具体的には、 $Y_i$ における関係式の回帰係数を関係式データ32より読み出し、行動特性( $X_k$ )に対応するログの値を回帰係数に掛け合わせることで、心理特性の値を求める。

#### 【0055】

次いで、検知部41は、計算された心理特性の値が、セキュリティ意識の低い、低意識のユーザとする条件を満たすか否かを判定する(S42)。この検知部41における判定結果は、ユーザ検知テーブル42に格納される。

#### 【0056】

図12は、ユーザ検知テーブル42の一例を説明する説明図である。図12に示すように、ユーザ検知テーブル42には、ユーザIDごとに、そのユーザの心理特性の値と、判定(判定結果)が格納される。判定には、低意識のユーザとする条件を満たすと判定された心理特性の項目が格納される。例えば、ユーザIDが「u0001」のユーザについては、 $Y_1$ (自信過剰度)の判定結果が低意識のユーザとする条件を満たすものと判定されている。

#### 【0057】

単純な構成としては、検知部41は、計算された心理特性の値が、所定の閾値を超えるか否かにより判定する。また、検知部41は、計算された心理特性の値が、複数のユーザについて計算された心理特性の値の分布(例えばユーザ全体のデータ分布)において、低意識群が属する側の上位であるか否かを判定する。例えば、計算された心理特性の値が、ユーザ全体のデータ分布の両端のうち、統計的検定手法によって決定される、低意識群側の上位 $\%$ に属するか否かを判定する。ここで、 $\%$ の値は管理者が入力装置などを介して適宜設定してよい。

#### 【0058】

図13は、ユーザ検知の一例を説明する説明図である。図13に示すグラフは、ユーザ全体の心理特性の得点分布をユーザ数の割合で示している。また、低意識群が属する側は、心理特性の得点の高得点側であるとする。この場合、行動特性( $X_k$ )に対応するログの値を回帰係数に掛け合わせて求めた心理特性の値( $Y_i$ )の得点が、上位の $\%$ に該当する領域Rに入るユーザを検知する。

#### 【0059】

検知部41は、ユーザ検知テーブル42を参照し、計算された心理特性の値が低意識のユーザとする条件を満たすか否かを判定し(S42)、満たす場合(S42: YES)、検知したユーザを配信部50に通知する(S43)。具体的には、検知部41は、検知したユーザを示すユーザIDとともに、条件を満たすと判定された心理特性とその値を通知する。

#### 【0060】

図1、2に戻り、配信部50は、図2に示す配信工程(S50)において、S40で計算した心理特性の値( $Y_i$ )が所定の値を超過したユーザ、すなわちセキュリティ意識の低いユーザに対して、超過した心理特性に対応する対策を配信する。具体的には、配信部50は、検知部41よりユーザIDとともに通知された、条件を満たすと判定された心理特性とその値に基づいて、その心理特性に対応する対策を配信する。

#### 【0061】

図14は、対策の配信の一例を説明する説明図である。図14に示すように、関係式データ32及びログデータ3より求めた心理特性の値が所定の値を超過した場合、管理装置100は、その超過した心理特性の値に応じた対策、すなわち、ユーザの心理面を考慮し

10

20

30

40

50

た対策をユーザに対して配信する。具体的には、他のユーザと比べて値が悪かった心理特性についての対策を配信する。例えば、心理特性として自信過剰度の判定結果が条件を満たすものと判定された場合、自信過剰度に対応した対策を配信する。これにより、ユーザには、自身の心理特性にあった対策が配信されることから、ユーザのセキュリティに対する意識を効果的に向上させることができる。したがって、システムのセキュリティを向上できる。

#### 【0062】

管理装置100で行われる各種処理機能は、CPU(またはMPU、MCU(Micro Controller Unit)等のマイクロ・コンピュータ)上で、その全部または任意の一部を実行するようにしてもよい。また、各種処理機能は、CPU(またはMPU、MCU等のマイクロ・コンピュータ)で解析実行されるプログラム上、またはワイヤードロジックによるハードウェア上で、その全部または任意の一部を実行するようにしてもよいことは言うまでもない。10

#### 【0063】

ところで、上記の実施形態で説明した各種の処理は、予め用意されたプログラムをコンピュータで実行することで実現できる。そこで、以下では、上記の実施例と同様の機能を有するプログラムを実行するコンピュータ(ハードウェア)の一例を説明する。図15は、管理装置100のハードウェア構成を例示するブロック図である。

#### 【0064】

図15が示すように、管理装置100は、各種演算処理を実行するCPU101と、データ入力を受け付ける入力装置102と、モニタ103と、スピーカ104とを有する。また、管理装置100は、記憶媒体からプログラム等を読み取る媒体読取装置105と、各種装置と接続するためのインターフェース装置106と、有線または無線により外部機器と通信接続するための通信装置107とを有する。また、管理装置100は、各種情報を一時記憶するRAM108と、ハードディスク装置109とを有する。また、管理装置100内の各部(101~109)は、バス110に接続される。20

#### 【0065】

ハードディスク装置109には、心理特性抽出部10、行動特性抽出部20、計算部30、ユーザ検知部40および配信部50の各処理部と同様の機能を有するプログラム(管理プログラム)が記憶される。また、ハードディスク装置109には、プログラムを実現するための各種データが記憶される。入力装置102は、例えば管理装置100の操作者から操作情報の入力を受け付ける。モニタ103は、例えば操作者が操作する各種画面を表示する。インターフェース装置106は、例えば印刷装置等が接続される。通信装置107は、LAN(Local Area Network)等の通信ネットワークと接続され、通信ネットワークを介した外部機器との間で各種情報をやりとりする。30

#### 【0066】

CPU101は、ハードディスク装置109に記憶された各プログラムを読み出して、RAM108に展開して実行することで、各種の処理を行う。また、これらのプログラムは、管理装置100を心理特性抽出部10、行動特性抽出部20、計算部30、ユーザ検知部40および配信部50として機能させることができる。40

#### 【0067】

なお、上記のプログラムは、必ずしもハードディスク装置109に記憶されている必要はない。例えば、管理装置100が読み取り可能な記憶媒体に記憶されたプログラムを、管理装置100が読み出して実行するようにしてもよい。管理装置100が読み取り可能な記憶媒体は、例えば、CD-ROMやDVDディスク、USB(Universal Serial Bus)メモリ等の可搬型記録媒体、フラッシュメモリ等の半導体メモリ、ハードディスクドライブ等が対応する。また、公衆回線、インターネット、LAN(Local Area Network)等に接続された装置にこのプログラムを記憶させておき、管理装置100がこれらからプログラムを読み出して実行するようにしてもよい。

#### 【0068】

50

図16、図17は、管理装置を用いるシステムの一例を説明する説明図である。図16に示すように、管理装置100は、通信ネットワークNに接続された複数の端末装置200におけるユーザを管理するサーバ装置などであってよい。管理装置100は、日常的に端末装置200を介したユーザの操作をログデータ3として蓄積し、セキュリティ意識の低いユーザとして検知されたユーザや、そのユーザに関連する人物（上司や人事部）などに対策を配信してもよい。

#### 【0069】

また、図17に示すように、関係式データ32を算出するまでの準備フェーズで用いる管理装置100aと、算出された関係式データ32を活用する運用フェーズで用いる管理装置100bとを別に構成するシステムであってもよい。管理装置100aでは、プログラムを実行することで、心理特性抽出部10、行動特性抽出部20、計算部30としての機能を実現し、関係式データ32の算出までを行う。管理装置100bでは、プログラムを実行することで、ユーザ検知部40、配信部50としての機能を実現し、算出された関係式データ32と、ログデータ3aとをもとにしたシステムの運用を行う。具体的には、管理装置100bは、日常的に端末装置200を介したユーザの操作をログデータ3aとして蓄積し、セキュリティ意識の低いユーザとして検知されたユーザや、そのユーザに関連する人物（上司や人事部）などに対策を配信する。

10

#### 【符号の説明】

#### 【0070】

1 アンケート回答データ

20

2 IT被害経験データ

3、3a ログデータ

10 心理特性抽出部

11 心理情報収集部

12 心理状態データテーブル

13、23、31 統計分析部

14 心理特性データテーブル

20 行動特性抽出部

21 行動情報収集部

22 行動ログデータテーブル

30

24 行動特性データテーブル

30 計算部

32 関係式データ

40 ユーザ検知部

41 検知部

42 ユーザ検知テーブル

50 配信部

100、100a、100b 管理装置

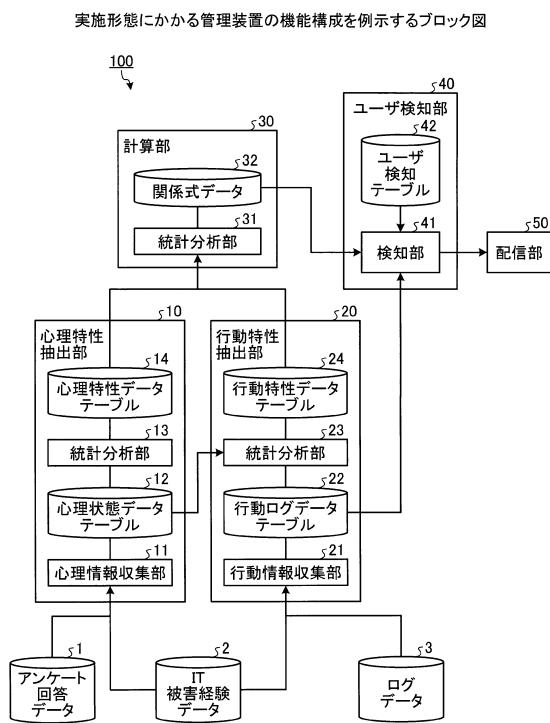
200 端末装置

N 通信ネットワーク

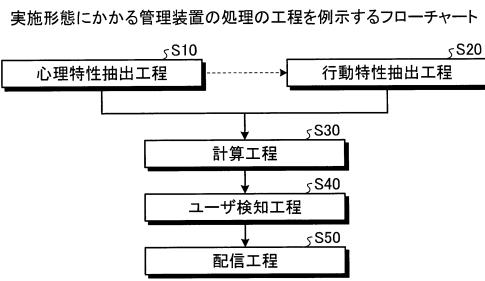
40

R 領域

【図1】

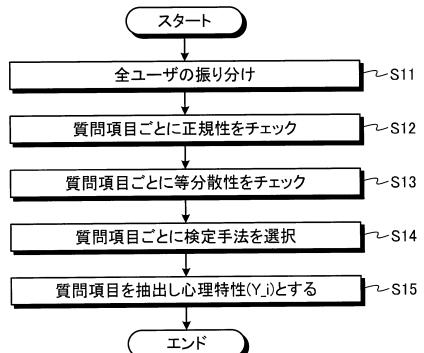


【図2】



【図3】

心理特性抽出工程を例示するフローチャート



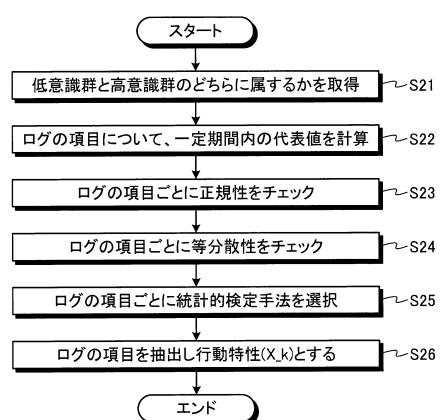
【図4】

心理状態データテーブルの一例を説明する説明図

	ユーザID			
	u0001	u0002	u0003	...
Q1(訓練メールの開封経験)	1(あり)	0(なし)	0(なし)	
Q2(ウィルス感染経験)	0(あり)	0(なし)	1(なし)	
Q3(自信過剰度 5段階評価)	5	3	4	
Q4(自己の利益の優先度 7段階評価)	7	4	2	
Q5(今後被害に遭う可能性 %で回答)	20	50	50	
⋮				⋮
所属グループ	低意識群	高意識群	低意識群	...

【図6】

行動特性抽出工程を例示するフローチャート



【図5】

心理特性データテーブルの一例を説明する説明図

		低意識群 g1	高意識群 g2	t値	判定基準値	判定
Q3 (自信過剰度)	人数 n	30	270	2.74	2.04	○
	平均値 m	3.5	3.0			
	標準偏差 σ	1.0	2.0			
Q4 (自己の利益の優先度)	人数 n	30	270	2.35	2.04	○
	平均値 m	4.3	4.0			
	標準偏差 σ	0.7	2.0			
Q5 (被害に遭う可能性予想)	人数 n	30	270	-1.36	2.04	×
	平均値 m	45.0	50.0			
	標準偏差 σ	20.0	21.0			

【図7】

行動ログデータテーブルの一例を説明する説明図

		ユーザID			
		u0001	u0002	u0003	...
所属グループ		低意識群		高意識群	
警告画面表示時間	計測回数 c	5	3	4	
	平均値 m	2.1秒	4.1秒	2.5秒	
	標準偏差 σ	5.2秒	6.3秒	5.0秒	
送信メール数/日	計測回数 c	20	19	20	
	平均値 m	3.1通	2.2通	2.0通	
	標準偏差 σ	4.2通	5.1通	5.0通	
パッチ適用間隔	計測回数 c	4	4	4	
	平均値 m	14.1日	13.3日	15.0日	
	標準偏差 σ	2.2日	3.2日	3.0日	
...	...	...	...	...	...

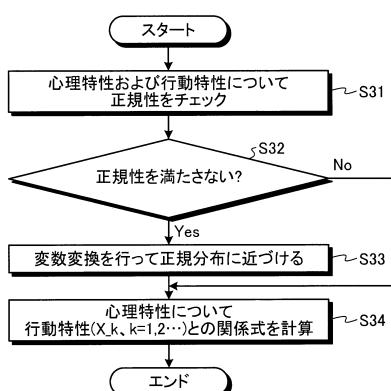
【図8】

行動特性データテーブルの一例を説明する説明図

		低意識群 g1	高意識群 g2	t値	判定基準値	判定
警告画面表示時間	人数 n	30	270	-2.19	2.05	○
	平均値 m	2.0秒	4.0秒			
	標準偏差 σ	5.0秒	6.0秒			
送信メール数/日	人数 n	35	280	1.31	2.03	×
	平均値 m	3.0通	2.0通			
	標準偏差 σ	4.5通	5.0通			
パッチ適用間隔	人数 n	33	275	2.30	2.04	○
	平均値 m	14.0日	13.0日			
	標準偏差 σ	2.5日	3.0日			
...	...	...	...	...	...	...

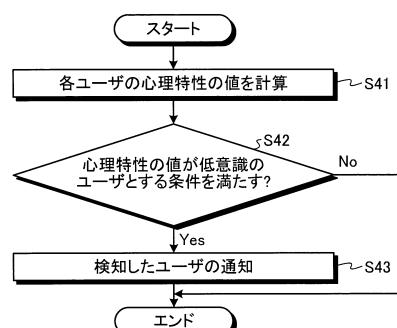
【図9】

計算工程を例示するフローチャート



【図11】

ユーザ検知工程を例示するフローチャート



【図10】

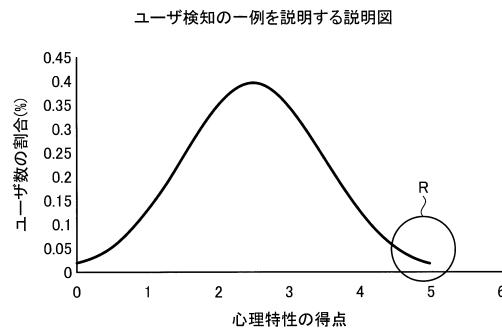
関係式データの一例を説明する説明図

心理特性(Y_i)	第1成分		第2成分		...
	行動特性(X_1)	回帰係数(a_1)	行動特性(X_2)	回帰係数(a_2)	
自信過剰度(Y_1)	警告画面表示時間	-3.1	パッチ適用間隔	2.2	
自先の利益優先度(Y_2)	警告画面表示時間	-2.3	パッチ適用間隔	1.4	
...	...	...	...	...	...

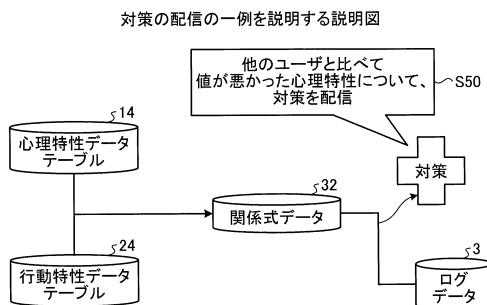
ユーザ検知テーブルの一例を説明する説明図

ユーザID	心理特性			判定
	Y_1 (自信過剰度 5段階評価)	Y_2 (自先の利益優先度 7段階評価)	Y_3 (情報共有度 6段階評価)	
u0001	4.8	3.1	3.2	...
u0002	2.5	6.6	5.9	...
u0003	2.5	3.3	2.9	なし
...	...	...	...	...

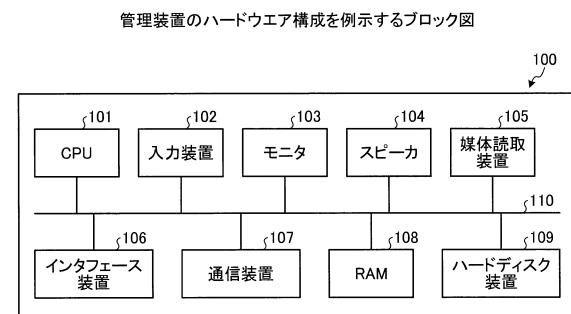
【図13】



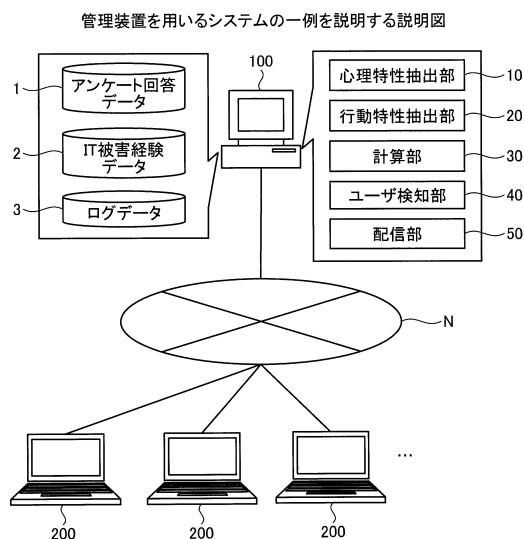
【図14】



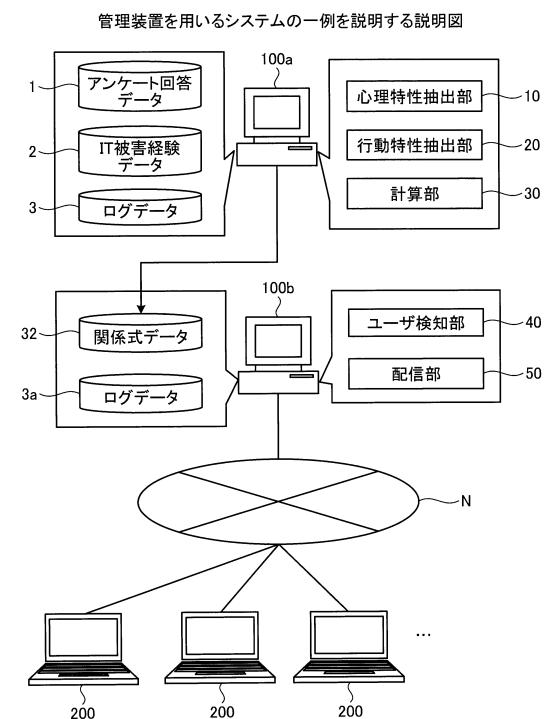
【図15】



【図16】



【図17】



---

フロントページの続き

(72)発明者 武仲 正彦

神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内

審査官 佐藤 裕子

(56)参考文献 特開2012-094056 (JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G 06 Q 10 / 00 - 99 / 00

G 06 F 21 / 00